

事務連絡  
令和元年6月20日

一般社団法人富山県建設業協会  
会長 竹内 茂 殿

富山県土木部長

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度試行要領の  
一部改正について

このことについて、余裕期間制度要領について、下記のとおり一部改定したのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 改定内容

特記仕様書の明示例に以下の項目を追加する。

『余裕期間内に行う資機材の準備及び、技能労働者の手配などの準備等に必要ない現地への立入り（工事着手以外の行為とする）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。』

##### 2 施行時期

令和元年7月1日から施行し、同日以後に公告を行う工事から適用する。

(事務担当)  
建設技術企画課技術指導係